

大津公民館からのお知らせ

大津公民館 館長

平素は大津公民館をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、大津公民館では台風接近及び災害発生等が予想される場合、ご来館のみなさまの安全確保を図るために、下記のとおり休館等の非常措置を取らせていただきます。

ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

○貸館について

- ・午前7時の時点で、滋賀県全域または近江南部に「暴風を含む警報」および「大雨、暴風、大雪等に関する特別警報」が発令中の場合は休館します。以後に警報が解除されても、終日休館です。
- ・警報による休館の場合は、公民館からは個別にお知らせしません。ご利用前に、テレビ、ラジオの気象情報や気象庁のHP等でご確認ください。
- ・開館時間中に「暴風警報」等が発令された場合は、その時点で休館とします。直ちに退館し、安全に配慮して速やかに帰宅してください。

※「大津市公民館の設置及び管理に関する条例」より
(使用の制限)

第5条

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、公民館の会議室等の使用を許可しない。

(4)その他公民館の管理上支障があると認められるとき。

ケ. 災害の発生が予測され、公民館を避難所として使用(準備を含む)するとき。

(使用料及び利用料金の不還付)

第9条

既納の使用料などは還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

- ・「暴風警報」等により、使用できなかった場合は、「特別の事由」に該当するため、既に納めた使用料等は返金されます。